

三田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p><u>第3章 被保険者(第4条—第7条)</u></p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>    <u>第3章 被保険者</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>    (被保険者証の交付)</p> <p><u>第5条 市長は、被保険者の属する世帯主(以下「世帯主」という。)に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を交付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>被保険者証は、毎年1回、検印(更新)を行う。</u></p> <p>    (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p><u>第6条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにその再交付を申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請は、その被保険者証を添えて行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに発見した被保険者証を市長に返還しなければならない。</u></p> <p>    (届出等)</p> <p><u>第7条 世帯主は、次の各号に該当するに至ったときは、14日以内に市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>被保険者の資格を取得したものがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>被保険者の資格を喪失したものがあるとき(すべての被保険者が資格を喪失したときを含む。)</u></p> <p>(3) <u>世帯主が、住所を変更したとき及び氏名を変更したとき。</u></p> <p>(4) <u>被保険者が、その属する世帯を変更したとき及び氏名を変更したとき。</u></p> <p>(5) <u>被保険者が、就学のため他の市町村に住所を有するに至ったとき。</u></p> <p>(6) <u>前号の被保険者が、市の区域内に住所を有するに至ったとき。</u></p> <p>2 <u>前項各号の届出には、該当届出に係る被保険者証を添えなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>    <u>第3章 削除</u></p> <p>第4条 省略</p> <p><u>第5条から第7条まで 削除</u></p>

第4章 保険給付

(被保険者証の提出)

第8条 被保険者が、療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する療養機関に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。

第9条～第16条 省略

第7章 罰則

第17条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

以下省略

第4章 保険給付

第8条 削除

第9条～第16条 省略

第7章 罰則

第17条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

以下省略